

滋賀県林業協会会則

平成10年8月25日	施行
平成13年8月3日	一部改正
平成18年7月19日	一部改正
平成20年8月18日	一部改正
平成21年8月11日	一部改正
平成28年7月25日	一部改正
平成29年8月1日	一部改正
令和3年8月5日	一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条. この会は、滋賀県林業協会という。

(事務所)

第2条. この会は、事務所を大津市大萱四丁目17番30号、滋賀県林業会館内に置く。

(目 的)

第3条. この会は、県土の保全機能をはじめ森林の持つ諸機能を最大限に発揮させるため、森林・林業方策の推進を図り、県民が安全で安心して暮らせる環境基盤の創造に寄与するとともに、会員並びに森林・林業関係者の連携と交流を深めることを目的とする。

(事 業)

第4条. この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 治山・林道・造林・「森林・林業・木材産業づくり交付金」の拡充促進
- (2) 林業技術及び林業経営の改善普及
- (3) 林業振興施策に関する企画並びに調査研究
- (4) 関係官庁その他必要な方面に対する建議、請願、陳情
- (5) 図書その他印刷物の発行、配布
- (6) 研修会の開催及び現地視察
- (7) 功績者の表彰
- (8) 会員相互の連絡並びに関係団体との提携
- (9) その他この会の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

(会 員)

第5条. この会の会員は、県内にあって次に掲げる者とする。

- (1) 市町及び森林組合
- (2) 財産区等森林・林業に関係の深い地域の団体
- (3) その他この会の趣旨に賛同する団体

(加入脱退)

第6条. この会に加入しようとする者は、会長あてに入会申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、次の各号の一つに該当したときはこの会を脱退する。

- (1) 脱退の申し出をしたとき
- (2) 団体を解散したとき

3 前項第1号の申し出は、理由を付けて会長に届出し、理事会の承認を受けなければならない。

(除 名)

第7条. この会の趣旨に反する行為を行い又は会員の義務を怠り或いは名誉を傷つける行為を行った会員は、総会の決議により除名することができる。

(役 員)

第8条. この会に、役員として理事13名、監事2名を置く。

2 役員は、会員である市町長、森林組合長が当る。

但し、理事のうち1名は会員以外の者を選任することができる。また、森林組合長には生産森林組合長を含めない。

3 前項の但書きに定める理事以外の役員は、理事会において各地域ごとに人数を定め、推薦した者とする。

4 理事の中に会長1名、副会長2名を置く。

5 会長及び副会長は、理事が互選する。

6 会長は、必要に応じ理事会の議決を経て、第2項の但書きに定める理事を常務理事に指名することができる。

(役員の職務)

第9条. 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに予め順位を付け、会長事故あるときは第1順位の者から順次その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成しこの会の重要会務を審議する。
- (4) 常務理事は、会長の指示により会務を執行する。
- (5) 監事は、会計を監査し理事会及び総会に対し意見を述べる。

(役員の任期)

第10条. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後に於ても後任者が就任するまでその職務を行なう。

3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(役員の報酬)

第11条. 役員は、無報酬とする。

2 前項の定めにかかわらず、常勤の役員には総会の議決を経て報酬を支払う。

(事務局及び職員)

第12条. この会の事務を処理するため事務局を設け職員を置く。

2 職員の任免、給与は会長が定める。

3 職員は、会長及び上司の命を受け会務に従事する。

第3章 会 議

(総 会)

第13条. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年 1 回事業終了後 2 か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会の議決又は会員の半数以上の請求があったとき。

(総会の招集)

第 14 条. 総会は、会長が召集する。

2 総会の招集は、7 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を示し、書面をもって通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

(総会の議決事項)

第 15 条. この会則に定める事項のほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 会務報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画、収支予算の決定又は変更
- (3) 会則の改廃
- (4) 理事会から提示された事項並びに理事会に委任すべき事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(専 決)

第 16 条. 総会の議決を経なければならない事項で緊急を要し、かつ総会召集の時間的余裕がないと会長が認めたとき又は軽易なものについては、会長は理事会の議決を経て処理することができる。また、書面により理事の意見を求め、理事会の議決に代えることができる。

2 前項により専決した事項は、次の総会に於て報告し承認を求めなければならない。

(理事会)

第 17 条. 理事会は会長が召集し、この会則に定める事項のほか次の事項を審議し又は決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会に於て委任された事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(運営委員会)

第 18 条. 理事会の下に運営委員会を設け、審議事案の細部や協会の運営について協議する。

2 運営委員には、理事を務める機関の実務者（市町の場合は担当課長、森林組合の場合は常勤役職員）が当る。

(議 事)

第 19 条. 総会は会員の半数以上、理事会は理事の半数以上の出席をもって成立し、会議の議長は会長が当り、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2 総会に於ては議事録を作成し、役員でない者の中から議長の指名した会員 2 名がこれに署名する。

第 4 章 会 計

(資 金)

第 20 条. この会の資金は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第 21 条. 会員は、会費をこの会に納めなければならない。

2 前項の会費は定額負担と森林要素加算及び事業費加算とし、額及び徴収については理事会で定める。

3 既に納入した会費は、退会した者に対しては返さない。

(会計年度)

第 22 条. この会の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年の 6 月 30 日に終わる。

第 5 章 地 域 担 当

(地域担当の設置)

第 23 条. この会の事業を円滑に進めるとともに地域内の調整を図るため、西部・南部森林整備事務所（高島支所を除く。）同高島支所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所及び湖北森林整備事務所管内に各 1 名置く。

第 6 章 付 則

第 24 条. この会は、（一社）日本治山治水協会、日本林道協会、（一社）全国林業改良普及協会、日本造林協会等の林業振興団体に加入する。

第 25 条. この会は、滋賀県林業協会連合会の事業、予算、財産等の一切を引継ぐものとする。

第 26 条. 滋賀県林業協会連合会の主構成員は、この会の会員になることを望まない者を除いてこの会の会員となる。

2 前項の会員は、第 6 条第 1 項に定める加入申込みを必要としない。

第 27 条. この会則は、平成 10 年 8 月 25 日より施行する。

但し、会計年度の始期は平成 10 年 7 月 1 日とする。

第 28 条. 滋賀県林業協会連合会（昭和 39 年 4 月 1 日設立）は、この会の設立の日に解散する。